

平成30年度第3回政務活動費のあり方検討会 議事録

日時 平成31年1月16日(水)

午前9時58分～午前10時40分

場所 議事堂 7階 第1委員会室

出席者

・検討会委員

横野 昭(座長)、松尾 茂(副座長)、泉 英之、舎川智也、押田大祐、島 隆之、
東 篤、金井毅俊、小西直樹、大島 満、成田光雄、橋本雅雄、高田重信、有澤 守

・事務局

議会事務局長、議会事務局 次長、参事(庶務課長)、庶務課副主幹、主査、主任

・傍聴人(一般)

0人

・報道関係

議事録

※発言を一部整理して掲載しています…議会事務局

横野座長： 予定の時間よりも若干早いのですが、ただいまから、政務活動費のあり方検討会を開会いたします。

本日は、江西委員がインフルエンザのため、押田議員が代わりに出席いたします。

それでは、本日、報道機関よりテレビカメラ等の撮影の申し出がありますので、許可いたします。ここで、報道関係の皆さんに、あらかじめ、お願い申し上げます。本日は、多くの報道の方々がお見えになっておられますので、カメラ等の取材スペースが大変込み合っております。委員の席に過度に近づくなど

の行き過ぎた行為は、円滑な検討会の運営の妨げとなりますので、節度を守った取材をされますよう、お願ひいたします。

本日の議事録の署名委員に、金井委員、成田委員を指名いたします。

これより、協議事項に入ります。本日の協議事項は、お手元に配布のとおりです。

第三者機関の設置につきましては、平成28年度のあり方検討会での協議を経て策定した新運用指針に沿って、平成29年度において、3回の協議を重ね、受託者及び審査会の構成、並びにその業務内容などを決定し、現在、碓井公認会計士さんに全会派共同で業務委託契約を締結しているところであります。これまで、各会派におかれては、政務活動としての妥当性の審査のみならず、透明性の確保のための帳票類の確認を行うという点から、会計事務等に精通した専門職の集団である公認会計士の先生方から、多面にわたり指導・助言を受けてこられたことと思います。現在、2年度めの契約期間中ではありますが、第三者機関を含めた政務活動費の執行手続きについては、各会派、かなり理解も深まり、会派及び議員が自らの責任において政務活動費を執行しなければならないという自覚がしっかりと身ついてきたことと思います。このことについては、昨年10月、事務局職員とともに先生方と意見交換を行いましたが、先生方からは、各会派から提出される書類は、現行の運用指針に沿って実施されており、精度は安定してきているとのご意見も頂戴したところであります。契約当初には、会計帳簿すら合致しない会派もあったやにもお聞きしておりますので、そういった面から現在の状況に鑑みると、計り知れない成果がもたらされたものと考えております。

さて、この第三者機関については、平成28年度の運用指針策定時には、一定期間運用したのち、改めてそのあり方について、再検討することとしておりました。第三者機関の設置については、運用指針策定の根本的考え方である

適正運用のための「使途基準の厳格化」と、透明性向上のための「事務手続の徹底」を図るための会派の事務の向上を目途として、設置されたものであります。これまでの運用においては、政務活動の該当性に係るご意見をいただくほか、とりわけ公認会計士の視点から、会計事務処理の徹底が図られたところであり、適正執行の視点の醸成や、事務処理ノウハウの蓄積がなされるなど、一定の成果に到達したものと考えております。先生方からのご意見もありましたが、私は、現在、会派の事務手続きが向上し、事務局のチェック体制も整備されたことや、インターネット公開等により、透明性の確保が飛躍的に達成された状況にあること、さらには、政務活動費の有効活用の観点から、今年度の契約終了後、現行の形式による第三者機関の設置は一旦休止し、不備な点についてはこの検討会等で確認するなどしながら、会派が自らの責任と判断により、手続きを進めていけばどうか、と思っています。

まずは皆さんに、私のこの提案についてご意見を伺いたいと思います。どなたからでもよいので、お意見をお願いします。

高田委員：これまで、座長の、大変ご努力を頂きながら、第三者機関との連携、また、事務局との連携をしていただいて、大変成果が上がってきていると、座長がおっしゃられたとおりだと思いますし、やっぱりここは一つ、議員としては、これまでのことを踏まえながら、責任を持って、これからあたっていくということで、座長の意見に賛成です。

小西委員：私も、座長の言われた意見に賛成なので。その理由としては、今言われましたように、申請時、また事後においても各会派において充分な検討・チェックがされて、非常に正しい運用の仕方がされているというふうに思いますし、それから、事務局のチェックも厳重なので、十分ではないかということと、今言わ

れましたように、政務活動費を有効に使うという観点から見てでも、今回で一旦停止するということについて、賛成です。

東委員：　社民党会派では、この件で今日の検討会に臨むということで話をしてまいりました。確かに圧倒的に承認が多くて、保留ですとか不承認が減ってきているという状況は、資料を見て、私たちも確認しました。ただ、この政務活動費の運用指針によると、7ページに、「政務活動の計画、実施及び政務活動費の支出事務の流れ」というところで、事前審査のところの2番目に「会派による自律的、組織的な審査」と、「会派による自律的、組織的」という文言がございます。やはり、これから1人会派のところも新たに出てきますし、そちらのほうで新たに政務活動費を使うというようなことになれば、なかなか、組織的といつても1人ですから相談のしようがないということで、事前審査の段階でも少しといいますか、いろいろと迷うものも出てくるのではないかというふうに思います。私たち社民党は、もう1か年、この第三者機関による事前審査を続けたほうがいいのではないかというふうに考えております。

横野座長：　ほかに。

大島委員：　今日の会議は、当然、存続を前提とするものと思っておりまして、今、座長のご決断に、大変敬意を表します。存続前提であれば、せめて事前審査をなくしてほしいというふうに発言する予定でしたが、これでやめるということであれば、大変ありがたいことではないかなというふうに考えておりますので、三百数十万の税金を使った政務活動費の第三者機関に対する支出というのは、やはり余分な税金(の支出)ではなかったかなというふうに考えておりましたので、賛成させていただきます。今、東委員のご発言で、私も1人会派なものですか

ら、その辺のことについては、第三者機関に頼ることなく、もし分からぬことがあれば、今までどおり、議会事務局なり、先輩のほかの会派の方にもご相談できますので、そういうことについては、正しい使い方をするという前提であれば、なんら第三者機関に頼ることはないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

島委員： 1点確認とお願いをさせていただきたいと思います。今回は、廃止ではなくて、一定期間の休止ということなのですけれども、次、もし、万が一、再開するというようなときは、議員のほうから動議がかかるって、やっぱり必要ではないかということになったときに、復活するという捉えでよろしいでしょうか。

横野座長： あり方検討会があるわけですから、また、当然、代表者会議もあるわけですから、やっぱり、そういうものが、もし万が一出たときは、改めて復活するということを考えられます。ただ、今の段階で、一時休止というかたちで、もし何か不備な点があれば、また復活させることも可能だと思っています。

島委員： もう1つ。お願いなのですが、会計士の先生がどのようにこの2年間を思つておられたか。今ほど座長が話されたのですが、全て聞き取る事が出来なかつたので、出来れば、何某かの書面にしていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

横野座長： 書面で残すことについては、申し訳ないですが、公認会計士との話し合いは非公開というかたちをとっていますので、公認会計士さん6人のそれぞれの意見を聞いたものは持っていますが、これについては、ちょっとお出しできません。ただ、6人の見解は、一応、ある程度、皆さんのが提出された書類の審査状

況がありまして、だんだん流れがスムーズになってきたので、もう必要がないのじゃないかというのが6人の見解でありますので、それを基に、今日は休止ということを提案したわけなので。そういうふうにご理解いただければいいと思います。ただ、個別的に、どこぞこの会派のこれが何とかかんとかというのは、若干あったのですが、あまりそういうものを公表したくはないので、その辺をご理解いただければ。

金井委員： 私のほうからは、公開する仕組みができれば第三者機関の設置というものは不必要ということは言うまでもなく事実であるということで、賛成です。なおかつ、その第三者機関の費用をこの政務活動費で充てていたことについては、最初から疑問を抱いておりました。もし、今、社民党さんがもう1年必要であると、どうしても言われるのであれば、その会派が自分のところの会派でそれを採用すればよいだけであって、各自の責任でやるべきだと思います。

泉委員： 今、休止・廃止の議論になると思うのですが、基本的には350万から400万という、要は、市税が使われているわけなので。基本的には、それをなくすことによって事務局側の負担がどう変わるのかということを、ちょっと心配なところであります。結局は、事務局職員をまた1人増員という話になれば、また本末転倒な話になりますので、休止という考え方のほうが、やっぱり良いのじゃないかと思っています。廃止してしまうことによって、もう二度と使わないというのじゃなくて、一応、いろんな面で、今、1人会派の話も出ましたが、実際上、政務活動費を一切使わないという会派もございますので、結局は、第三者機関の負託を受けていない会派もいらっしゃるので、私は、廃止ではなくて休止というのに、やっぱり賛成だと思います。

押田委員： 私に関しましては、政務活動費の出直し選挙といわれた補選から当選して、その後、政務活動費のあり方について一生懸命議論してきたなかで、合議のうえで導入された第三者機関ですけれども、それなりに費用をもってきたと思います。市民の貴重な血税から、高い授業料を払って導入して、正しい政務活動費の使い方の道筋を付けていただいたということで、非常に感謝しておりますし、ここまで役目は一旦終わったのではないかなということで、休止に賛成です。そして、先ほど、社民党さんからの意見の中で、自律的・組織的という話がありましたけれども、やはり、会派に与えられる政務活動費なので、それは、会派の中で、また自律的、1人会派ということになると思いますけれども、それは議員相互で厳しい目を持って監視し続けることが、市民の負託に応えことだと思います。

橋本委員： この意見について、私どもも賛成します。ただ、指針についての変更は、次回ですか。ちょっと確認だったのですが。いろんな指針が変わってくると。この第三者機関が、当然この運用指針の中に入っているというなかにおいて、この変更についての議論は次回提案されるのですか。

横野座長： 指針の内容変更とかといったそういうことについては、ともあれ、今、一旦休止ということについて議論を重ねた結果をもって、次のステップに進みたいと。だから、次の過程があるから賛成なのか、過程がないから賛成ということについては。ちょっと今回は、一応、第一歩、休止ということについてご意見をお伺したくて、そのあたり。今までのシステムを変えるつもりは、今のところ、ございませんので。そういう趣旨で発言しているので、ご理解いただきたいと思います。どうでしょうか、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と呼ぶ者あり。

横野座長： それでは、一応、念のために、この第三者機関の一旦休止について、今一度、賛成の皆さんのお手をお願いできますか。

(賛成委員お手)

横野座長： 社民党の東委員だけが休止は反対ですか。

東委員： もう1年、続けていただきたいと。

横野座長： もう1年、わかりました。

今のところ、賛成多数という表現で、一旦休止することによろしいですか。

「異議なし。」と呼ぶ者あり。

松尾副座長： ちょっといいですか。今回、第三者機関に関する休止ということで諮らせてもらったのですが、ちょっとあの、事前審査だとか事後審査だとか、いろいろちょっと出てきたことがあったものですから、もう1回整理する意味で、事務局のほうで説明をもう1回しなおしてもらってもいいですか。

横野座長： 副座長の提案は提案ですが、今、事前審査・事後審査については別問題として。第三者機関のことについて、今、一旦休止するということを決めようと思っています。その後に、今度は、休止の方向が決まってから、事前事後の審査についての意見交換をと思っていまして。

松尾副座長：申し訳ないです。

横野座長：それを一度に解決しようとするのは、申し訳ないけど、ちょっと待っていただきたい。今、一旦、ここで区切りたいと思っていて。ただ、社民党さん1人だけが反対と言われるものですから、全員の一致じゃないんだけれども、一応、一旦休止ということでよろしいですかと念を押したのですが、どうですか。よろしいですか。

「異議なし。」と呼ぶ者あり。

横野座長：それでは、今、副座長から提案のあった事前・事後の審査について、私は、会派が責任を持って事前・事後の審査をやればよいので、今のルール自体を変えるつもりはございません。これを決めてきた以上、これに沿ってやっていくのが議員としての務めと思っています。事前・事後の審査をやめますということについては、考えていません。事務局のスタンスからすればどうなのかということでありますから、ちょっと事務局のほうに説明していただきます。

事務局次長：それでは、今ほどお配りいたしました「法令に定められる会派・議長・市長の事務処理区分」という資料を基に、今ほどの第三者機関の役割、それから、事前・事後(審査)とはどういうものかということについて、法令及び指針ではどのようになかたちで決められているかということについて、ちょっと整理をさせていただきましたので、ご説明させていただきます。

政務活動費の執行ということにつきましては、当然のことながら、法令に根拠を持ちながら行われるということとなります。この図は、会派、議員、議長(事務局)、市長(事務局)になるのですが、これらが行いうる、または、行わな

ければならない事務ということについて、法令、この場合は地方自治法により授権された条例が根拠となっておりますが、この条例の規定を基に区分したものとなっております。このうち、会派・議員が行うこととなります事務につきましては、左側の薄いピンクのところに示しており、条例4条や6条に定める「交付の申請や請求」、次に8条に定める「政務活動費の執行」、次に9条に定める「収支報告書等の提出」などとなっているところでございます。法令中、会派・議員の行う政務活動の執行の部分につきましては、条例8条では、調査研究費などの経費の範囲が記載されているのみでございまして、具体にどのように政務活動費を執行するかについては、本制度の性格もございまして、その多くは会派・議員の裁量や判断に委ねられているという状況となっております。このため、多くの議会では、議員間の協議によりまして、使途基準などを設けるといったようなことが行われておりますが、本市議会においても指針を設けるということを行ってきたわけでございます。この指針につきましては、枠内に青文字で記載のありますとおり、条例8条に基づきまして、個々の会派・議員さんが政務活動を行うにあたって、2つの事項を定めているという構造になっているかと思います。その2つと申しますのは、1つには、透明性を高めるために必要となる事前審査・事後審査などの事務手続であり、もう1つは、適正執行を図るための使途基準と、この2つということになっておりまして、これらは、全会派の合意により、自律的にルール化したものとなっているところでございます。事務手続きでは、事前審査と事後審査を一定の書式に記載のうえ、会派内の承認を得ることとされております。この事前審査・事後審査のプロセスを書面として残していく意図といたしましては、例えば、使途基準を守っているから大丈夫だとか、会派としてしっかりチェックしているから大丈夫といった、市民が検証しえないような状態での大丈夫に留まることなく、その判断を行った理由やプロセスを書面に記入していく中で、政務活動費としての妥当性を自

ら検証するということや、更にはこれを公表して、市民や、今までの場合ですと第三者機関に検証可能な状態とすることで、透明性の向上を図ろうとしたものでありまして、本市議会では、全会派の総意として、自律的に制度化を行つたものとなっているところでございます。加えて、富山市議会では、この図にありますように、これまで第三者機関を設置して、この会派・議員が行う事前事後の審査手続きに対して、第三者の視点で承認を得るということとなっておりました。この事前・事後の承認につきましては、会派・議員が自ら執り行うこととされております政務活動費の執行に関する判断を補完するものであることから、全会派で第三者機関を設置してきたということではあります。今回、第三者機関による事前・事後の承認を休止するという内容のお話につきましては、この会派・議員が行う事前事後の審査事務のうち、この図の緑色で描いてある部分の第三者機関の執り行う部分を休止するというものでございまして、会派が透明性を向上し、市民への説明責任を果たすこととして行っております事前審査・事後審査の事務までをも休止・廃止してしまおうといった提案ではないというかたちになっているかと思っております。こうした会派の自律的な透明性向上への取り組みというものは、引き続き存続するというかたちになっている状態のお話であったかというふうに思っております。

なお、事務局での事前審査といったものについては、これまでも実施しておりません。現在行っている事務につきましては、条例第12条に定める透明性の確保に係る事務として、議長が行う、いわゆる事務局が行うべきとなるチェックのことでございまして、中間審査として、支払いが終わった後の状態のものについて行っているという状況でございます。図にもございますように、事務局のチェック、これは議長の事務となりますが、法令上、議長が会派・議員が行う政務活動について、事前のチェックなどを行つて、その内容の是非などに関与するといったことまでを想定しているものではございません。当然こ

れまでも、いろいろなご相談がございましたことについては、お話をさせていただきましたし、今後とも十分応じさせていただくものというふうに考えてございますが、こうしたことから、事務局での事前チェックは行っていない、行えない状況というかたちになっているものでございます。

これが、事前審査・事後審査、あるいは第三者機関の事務の関係ということですございます。説明は以上でございます。

横野座長： ただいま、事務局のほうから説明があったのですが、私から言えば、例えば1人会派であろうが多人数の会派であろうが、事前・事後(審査)をそれぞれ責任を持ってやっていただきたい。わからないことは、事務局を通して確認していただければいいというふうに思っておりますので、あるいは先ほど言われたように、他会派の人の意見を聞くのも方法ですから、議員としてやるべき姿、議員としてこれが良いかどうかという判断のもとに、やはり、事務局を立てながらやっていくというのも方法でありますから、そのあたり、ここに明記されております中間審査という捉え方について、事前に事務局と相談することも、中間審査の一歩手前ですから、別にかまわないと私は思いますので、そのあたりは、事務局とよく相談してやってくださいというふうに理解しているのですが、よろしいですか。

「はい。」と呼ぶ者あり。

横野座長： それに対してご意見はないですね。

「はい。」と呼ぶ者あり。

横野座長： それでは、そのように決定したいと思いますが、よろしいですか。

「異議なし。」と呼ぶ者あり。

横野座長： では、よろしくお願ひいたします。

次に、日本共産党の小西委員のほうから、先週の9日に、私に対して、あり方検討会での議題の提案がありました。この取扱いについて、協議したいと思います。資料を配布してください。

今朝になって、私に対して「様」が抜けておりましたと、申し訳なかったというかたちで文書が出てきました。私は、申し訳ないけれど、私に直接この文書を渡されたわけではなく、うちの(会派の)議員を通して、私の机の上に置いてあったと。この間、この説明については一切何も聞いておりません。私は、今日こういった会議があるから、ここで説明を求めるが、それが私の十分な配慮だと思ってください。本来なら、何のためにこれを提案されるのか、理由を私に説明して、私がこの会議を開くのが当たり前だと思いますが、その相談がなかったことについて、私は非常に立腹しております。そういう点において、十分反省したうえで、小西委員のほうから。1項目めについては、今ほど審議しましたので、議論しません。もう1つ、3項目めについては、先般のあり方検討会で、2会派が広報誌について残せばという話でしたが、他の11人が皆さん反対ですから、これも議論する余地がないと、私は思っています。2項目めだけを説明してください。

小西委員： いろいろ私の至らぬところがあり、ご迷惑をかけたというふうに思います。最初にお詫びしておきます。

今、座長のほうから2項目めということで言われまして、この2項目めは、特

に、市政・市議会といえども、県政だとか国政に関わる部分が非常に多いものですから、私の会派もそうですが、他の会派もやっておられると思いますけれども、国会議員や県議会議員と一緒に請願活動や研修会だとか、そういうこともやられるというふうに思います。従来、この新しい指針が決まる前も、そういうことをやられて、その費用については、按分だとか折半だとかという格好でやられて、会派の共通の経費についてはやられていたというふうに思います。そういう面で、この政務活動費をそういう国会議員だとか県議会議員と一緒に行う活動についてでも、一定程度使用してもいいんじゃないかという提案であります。ただし、個人に対する交通費だとか、宿泊費については、政務活動費の按分ということではなくて、個人の議員の政務活動費分として扱うというふうにしていただきたいというのが、私の提案です。以上です。

横野座長： 今、小西委員のほうから説明があったのですが、私から言えば、3項目めの広報誌と一緒に、政治活動を認めよというようななかたちの案であります。これについて、順に全議員のご意見を伺いたいと思いますが、よろしいですか。高田委員から。

高田委員： もともと県議会議員や国会議員が出なかつた理由というのは、あり方検討会で、充分、ずいぶん時間を取って話し合つた結果だと思っておりますし、今、こうしたことをこの場で検討するということは時期尚早であり、これはこのまま、今ままの指針で続けていくべきだと思います。

成田委員： 私も時期尚早だと思います。このままでよいと思います。

東委員： 今、これを初めて見させていただいたわけで、納得できるところもあります

けれども、持ち帰り検討して、今は、明確に賛成・反対ということは、私としては言えません。

横野座長： 持ち帰り、検討ですか。今、判断できませんか。

東委員： 私もここには会派として出てきているので、会派のほかの議員もどういう考え方を持っているかということは、また聞いてみたいと。

横野座長： そうですか。わかりました。

押田委員： この2番の項目のところに、1行目の後半ですね、「研修会」というのがあります。この「研修会」というのは、一体どこで行うんだろうかというのが、すごく疑問に思います。富山で行うものなのか、はたまた、東京での党の研修会に行かれるのか、はたまたどうなのかということが、私の頭の中では想定されます。もし、そういうことであれば、それは政党活動ではないかなというふうにも思います。(運用指針の)手引きの15ページにありますけれども、政務活動費の対象経費のほうが、政務活動費とか、費用弁償とかいろいろ総務省が示すデータが出ていますけれども、1番上のところに(対象外の経費として)、政党活動、選挙活動、後援会活動、その他というふうに書いてありますけれども、もし、この研修会とか、あるいは県議会議員、国会議員、他のものがあれば、政党活動、選挙活動、後援会活動になりがちというふうに容易に想定できます。今まで厳しくしてきた改革で、皆でこれだけ厳しくやろうといった改革を、何故後ろに戻すのかが、私には全くわかりません。愚考ともいえるような話し合いをここでしなくてはならないことが、非常に残念です。県がそうやっているからということであれば、県で話をしていただければよいので、ここは厳しくなった

富山市ですから、富山市の厳しい基準を守っていただきたいと思います。以上です。

泉委員： 私もほぼ押田議員と同様ですが、毎回言っていますが、この会の中で、新人議員は私だけです。私たち自民党会派は6人新人議員がいますが、(新人議員としての)目線的に言わせてもらえば、我々が議員になる前に決めてこられた指針の中において、ちゃんと明記されているものを、わざわざ先輩議員が蒸し返すということ、このことが私たちにとっては非常に腹立たしいと思っています。せっかく決めたのであれば、せめて我々の1期の間では、この指針に則って、どうしても駄目な部分は、それは変えればいいと思いますが、あくまでピラミッドの根石を外すような発言を、先輩議員からされるということは、甚だ遺憾だと思います。以上です。

舎川委員： 前々から、小西委員のおっしゃるとおり、市政に関わるものというのは国政・県政とは密接なつながりはあるというふうには、我々も当然思っておりますけど、また前の皆さんで意見調整をされたことをひっくり返すようなこと、言葉を変えてひっくり返すことになろうかなと思うのです。そもそも、これ、やめようと言ったのは、やはり政党色の強いものになりえるということからやめようというふうになったと思うのです。どうしても、そこら辺のところは、市民に対して、市民の税金をやっぱり政党活動に使うわけにはいかないということから、1回これをやめましょうという話になったと思うので。1回皆で合意形成というか、意見調整もされて、それをこういったかたちで、またひっくり返されるのはどうかというふうに思いますので。確かに、密接につながっていることは、私は十分理解は出来ますけれども、一旦そういったかたちで決まりましたので、ご理解いただければというふうに思います。

島委員： 私は、前回の広報誌の件にしても、今回の件にしても、それぞれ大変運用しづらくなっているなというのは、どの会派も共通に思っていることだと思いますが、これまでの決めてきた経緯を省みますと、とにかく厳しく、厳しくして、誰からも疑われないようにと作ってきた指針であり、先ほど第三者機関をしばらく休止するというようなことが出てきたのが、個人的には、すごくありがたいなと思うのですが、あのような他からの働きかけで、ここはもうちょっと軽くしてもいいんじゃないいかと、厳しすぎて本来の政務活動がしづらくなっているんじゃないかという声があがってきた場合は、そこに沿って、ありがとうございますとかたちで、進めていくべきなのかなと。だから、後2年ちょっとは、この厳しい指針でやってみて、やはりここで検討して、どうしてもこれは政務活動として使うのが妥当だと思うのだけれどもどうでしょうかということで、皆で話をして、次に進まなければいけないことかなと思うので、今ここで、これを改善していくと、改変していくということは、時期が早いのかなと思います。

金井委員： 長い時間をかけて議論したことで、市政報告会に、今度、(地方)統一選挙がありますが、県議会議員、国会議員が来て、政党活動なしにそういう報告会ができるかどうかということは、一番長く議論したことだと思います。元に戻すことは、すべきではないと思います。

大島委員： ここに書いてあるとおり、市政に関わるものは国政・県政と密接な関わりがありまして、大いに、当然やるべきだと。また、この原因を作った党というのは、他の党かもしれませんけれども、今、富山市議会で、こういうふうななかたちになつて政務活動費の大きな問題があつた以上は、一つ許せば、全ての会派でやらなくてはいけなくなりますので、これは絶対反対です。

橋本委員： そもそも政党活動と明確な区分けが出来ない、そういうことを認めないと
いうことが一番すっきりすると思いますし、そういう考え方に基づいて、いろんな
指針が作られた経緯がありますから、今この段階で議論することも必要な
いのじゃないかなと思います。

有澤委員： 私ども自民党の会派の委員が申したとおりでございます。

松尾副座長： 当初から、公明会派としましては、こういった市政報告会というのは、本当に
多くの時間を費やして議論してきましたけれども、市政報告会というのは、どう
しても政党の主張が入ってしまうという部分で、やはり、そういう中で政務活
動費を使うよりも、私費なり、といったかたちで、どんどんとやっていくべきじ
ゃないかということを主張してきましたので、そういう意味では、そういうた
い、疑念を持たれることについては、やはり反対だと考えております。

横野座長： 私も、座長とすれば、本当に、この運用指針の策定に携わった者としては、
全くもって、今、また、ここでこう蒸し返されることについて、本当に、何のため
にこれをやるのか、ちょっと意味が、私も分からぬというのが現状であります。
そういう点においては、この問題については、現段階、私たちのこの1
期4年間の間は、現行のこの制度を作ったわけですから、これに準じていこう
というのが、私は、ごく当たり前だと思っています。そのことで、例えば、次の
(選挙の)時にまた出てこられた議員の皆さんで話し合いをして、政務活動費
のあり方をまた検討しましようというのであれば、また別問題だと思います。今
の段階で、これを提案するということについては、私自身も、実を言いますと、
全く反対の立場でありますから、本来、この2項目めについては、皆さんの意
見を聞いたうえで、今、東委員が会派へ持ち帰ってという話がありますが、そ

ここまで、会派へ持ち帰って議論する必要がありますか。皆さんのご意見はどうですか。

「ないと思います。」と発言する者あり。

横野座長： 私もないと思いますが、今日はこれで決めさせていただいてもよろしいですか。

「異議なし。」と呼ぶ者あり。

横野座長： 改めて、もう1回、2項目めについて反対の方の挙手をお願いいたします。

(反対委員 挙手)

横野座長： (反対)11対(賛成)2であります。そういったかたちで、全員の一致は見られませんでしたが、この提案についても、私のほうから最後に議長に本日の協議結果を報告して、代表者会議に諮りたいと思いますが、何のために、私どもあり方検討会の結論がイコールにならないことにも、ちょっと非常につらい部分もあるのですが、一応、議長に報告したうえで、議長の判断を仰ぎたいというふうに思います。今日の結果は、こういうかたちで議長に報告させていただいて、議長の判断にお任せして、最終的な決定にもっていきたいというふうに思いますか、よろしいですか。

「異議なし。」と呼ぶ者あり。

横野座長： では、そのように決定いたします。

これをもちまして、本日の協議は終了いたしました。本日は、これをもって政務活動費のあり方検討会を閉会といたします。